

『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』

投稿・執筆規則

本規則は「『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』取り扱い内規」に基づき、「論集」の編集と刊行に必要な事項を定めるものである。

1 . 投稿

2 . 執筆・校正

- (1) 原稿は、A 4 判横書きで、電子記憶媒体 (CD-ROM、USB メモリ等) とプリント・アウトしたもの (一部) を提出する。
- (2) 原稿には、400 字以内の要約、欧文タイトルとローマ字著者名を付す。日本語以外の論文等は、日本語のタイトルおよび、日本語による 400 字以内の概要を付す。
- (3) 原稿の投稿・執筆についての、形式上の注意事項 (記述の約束事、注・引用・文献の提示法等) については、日本社会学会 (The Japan Sociological Society) 『社会学評論スタイルガイド』に准じる。
- (4) 校正は再校までとし、執筆者がおこなう。一、二校正時とも大幅な加筆修正は行わない。
- (5) 抜き刷りは、希望者には1 篇につき30 部まで執筆者無料とし、それを超える部数については執筆者の負担とする。

3 . その他

その他「論集」の投稿・執筆に必要な事項については、編集委員会が判断し、必要に応じて全体会議に諮るものとする。

4 . 改廃

本規則の改廃は、ソーシャル・ウェルビーイング研究センター全体会議の議を経ておこなう。

付則

本規則は、2014 年4 月1 日より施行する。

本規則は、2016 年12 月1 日より施行する。